

市長への提案（市民の声）の対応方針

1、「市長への提案（市民の声）」とは

市長への提案は、市民の皆様から市政に関する提案・要望や意見などを広くお聴きする制度です。いただいたご意見は、市長が拝見し、担当する部課でよく検討し、住み良い「桶川市」づくりの参考とさせていただきます。

2、「市長への提案（市民の声）」の提出方法

- (1) 「市長への提案」に設置してある提案書による投書
- (2) 市のホームページに掲載する「市長への提案」の入力フォーム
- (3) 任意様式による投書

3、回答の対象

- (1) 次のような内容については回答いたしかねます。
 - ①氏名、住所の記載がないもの
 - ②特定の個人や団体を誹謗中傷する内容のもの
 - ③企業の営利活動や団体のPR活動およびこれに類するもの
 - ④同一人による同一趣旨等の繰り返しの質問
 - ⑤市の所管する事務でないもの
 - ⑥桶川市民以外の方から送られてきたもの（原則）
- (2) 文書、電話等により複数回にわたる対応をした結果、これ以上の回答が出来ない場合には、その旨を伝達した上で、対応を終了することがあります。

4、回答の方法

原則、文書を作成し、郵送にて回答します。ただし、「迅速な対応が必要な場合」、「口頭による詳細な説明が必要な場合」、「簡易な回答の場合」は、担当部署から差出人へ直接、電話等により回答します。この場合、回答書は作成いたしません。

5、回答の目安

おおむね 2 週間程度の日数を要します。複数の所管にまたがる場合や新たな施策に関するものなど、いただいた内容によっては、さらに日数を要する場合があります。

6、庶務

「市長への提案（市民の声）」制度の問い合わせは、秘書広報課が所管します。